

一般社団法人日本アレルギー学会 専門医制度研修に関わる措置（内規）

本学会認定教育施設（科ごと認定）は、科と地域に格差があり、施設での研修を受けることが困難な現状がある。専門医制度委員会は、専門医制度規程第 21 条第 3 号の施設認定条件について、研修施設の整備のため、以下の措置を講ずる。

〔教育施設認定に関する措置〕

- 1 最も施設の少ない眼科は、専門医資格取得後、勤務先が教育施設の認定条件を満たしている場合は、即時に指導医及び教育施設の認定を可能とする。
- 2 耳鼻咽喉科及び皮膚科は、専門医 1 名が勤務し、勤務先が教育施設の認定条件を満たしている場合は、教育施設認定を可能とする。
- 3 内科及び小児科は、専門医 1 名が勤務し、勤務先が教育施設の認定条件を満たしている場合は準認定教育施設として認定し、ここでの 3 年の研修を通常の教育施設での研修 2 年分とカウントする。残り 1 年分は集中研修を受ける。3 年未満の場合は、研修期間を 3 分の 2 と換算し、専門医制度規程第 32 条を適用する。準認定教育施設に関する認定の方法、認定の有効期間、認定の更新、資格喪失、処分は教育施設と同様とする。
- 4 上記 1～3 の指導にあたる専門医は、週 1 回以上当該施設に勤務し、非常勤の場合は施設からの勤務証明を要する。

〔集中研修に関する申し合わせ〕

- 1 集中研修は講義と臨床実習が望ましいが、困難な場合は座講のみでも可とする。
ただし、内容はアレルギー専門医の到達目標から診断と治療を中心とした講義内容とし、症例呈示、実技・実地的な診療内容を含むよう企画する。症例は他科にもわかるよう基本的な症例呈示とする。
- 2 教育研修委員会はその地域の指導医を中心に講師を指定できる。
- 3 集中研修は各地区（北部、東部、中部、西部）での実施を目標とするが、まずは可能なところから実施する。
- 4 集中研修実施施設の条件
各診療科が本学会教育施設である病院、又は 2 科以上が本学会教育施設、又は 1 科でも他科に専門医が勤務していること。

付記：集中研修とは国立病院機構相模原病院臨床研修センター主催の相模原臨床アレルギーセミナーになります。